

# 山梨県公報

第千六百四十九号

平成十八年

三月十六日

木曜日

## 目次

### 告示

- 保安林の指定の解除の予定……………一九一
- 道路の路線名の変更……………一九一
- 道路の区域変更(三件)……………一九一
- 道路の供用開始(三件)……………一九二
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………一九三

### 公告

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止……………一九三
- 国土調査の成果の認証……………一九八
- 建設業法に基づく監督処分(四件)……………一九九
- 開発行為に関する工事の完了について……………二〇〇

### 人事委員会

- 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………二〇〇
- 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………二〇一
- 公安委員会……………二〇一
- 山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………二〇一

## 告示

### 山梨県告示第百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十八年三月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

#### 一 解除に係る保安林の所在場所

北都留郡丹波山村字塩ノ山二九七八の六から二九七八の九まで(以上四筆国有林、塩の山二九七八の三(次の図に示す部分に限る。))

- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び丹波山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定により認定した道路の路線名を次のとおり変更する。

平成十八年三月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

路線番号	新旧の別		道路の種類	路線名	備考
	新	旧			
17	新	旧	県道	茅野小淵沢葎崎線	
	県道	茅野北杜葎崎線			

### 山梨県告示第百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十八年四月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区間	新旧の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	旧	新		
甲府市中央五丁目八一番地先から 甲府市中央五丁目三番の一地先まで	旧	新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	一〇・五	一一・〇		

**山梨県告示第百四十三号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十八年四月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 島上条宮久保給見堂線
- 三 道路の区域

区	間	旧	新	延長 (メートル)
		敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	
新	旧	六・八	八・四	五七〇・〇
		一一・八	一七・〇	

**山梨県告示第百四十四号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十八年四月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 鳴沢富士河口湖線
- 三 道路の区域

区	間	旧	新	延長 (メートル)
		敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	
新	旧	一三・〇	一七・〇	一一・〇
		一〇・五	一七・〇	

南都留郡富士河口湖町大字勝山字南羽根子  
一七八二番の二地先から  
南都留郡富士河口湖町大字船津字下土足戸  
五六七番の二地先まで

新	旧	延長 (メートル)	供用開始の 期日
七・七	一一・六	二六二・六	二六二・〇
一四・五	二八・六	二六四・〇	二六四・〇

**山梨県告示第百四十五号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局建設部において、この告示の日から平成十八年四月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	身延本栖線	南巨摩郡身延町大字身延字東谷 三五〇五番の五地先から 南巨摩郡身延町大字身延字東谷 三五〇三番の三一地先まで		五二・〇	平成十八年 三月十六日

**山梨県告示第百四十六号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局建設部において、この告示の日から平成十八年四月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	光子沢大野	南巨摩郡身延町大字横根中字茶		一一二・〇	平成十八年

線	堂二四五四番の二地先から 南巨摩郡身延町大字光子沢字砂 子神一七九九番の四地先まで	三月十六日
---	---	-------

山梨県告示第四百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十八年四月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	北杜富士見線	北杜市高根町大字清里字念場原 三五四五番の三四地先から 北杜市高根町大字清里字念場原 三五四五番の四〇九地先まで	四七五・五	平成十八年 三月十六日

山梨県告示第四百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年三月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 施行者の名称  
増穂町 山梨県知事 山本 栄彦
  - 二 都市計画事業の種類及び名称  
都市公園事業 最勝寺二号公園
  - 三 事業施行期間  
平成十五年七月二十四日から平成二十年三月三十一日まで
  - 四 事業地
- 1 収用の部分 変更なし
  - 2 使用の部分 なし

公 告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止  
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十八年三月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	介護保険事業所 番号	サービスの種類	廃止年月日
古河医院	甲府市湯村二丁目四番二三号	一九一〇二〇一 八七〇	居宅療養管理指導（みなし）	平成十六年十月三日
古河医院	甲府市湯村二丁目四番二三号	一九一〇二〇一 八七〇	訪問リハビリテーション（みなし）	平成十六年十月三日
古河医院	甲府市湯村二丁目四番二三号	一九一〇二〇一 八七〇	訪問看護（みなし）	平成十六年十月三日
社会福祉法人春日居町社会福祉協議会	東山梨郡春日居町加茂七七番地一	一九七〇四〇〇 〇四八	通所介護	平成十六年十月十一日
御坂町デイサービスセンター「陽だまり」	東八代郡御坂町栗合八七番地	一九七〇五〇〇 〇三七	通所介護	平成十六年十月十一日
境川村社会福祉協議会指定訪問介護事業所	東八代郡境川村藤袋二五八八番地	一九七〇五〇〇 二五〇	通所介護	平成十六年十月十一日
石和町指定通所介護事業所	東八代郡石和町下平井五七八番地	一九七〇五〇〇 二六八	通所介護	平成十六年十月十一日

八代町指定通所介護事業所	東八代郡八代町南三二六番地一	一九七〇五〇〇 三四二	通所介護	平成十六年十月十一日
檜峰デイサービスセンター	東八代郡御坂町上黒駒四七〇九番地	一九七〇五〇〇 七〇六	通所介護	平成十六年十月十一日
社会福祉法人春日居町社会福祉協議会	東山梨郡春日居町加茂七七番地一	一九七〇四〇〇 〇四八	訪問介護	平成十六年十月十一日
石和町居宅介護支援事業所	東八代郡石和町小石和七五一番地	一九七〇五〇〇 一二八	訪問介護	平成十六年十月十一日
一宮町社協居宅介護支援事業所	東八代郡一宮町末木八三九番地一	一九七〇五〇〇 一三六	訪問介護	平成十六年十月十一日
境川村社会福祉協議会指定訪問介護事業所	東八代郡境川村藤壘二五八八番地	一九七〇五〇〇 二五〇	訪問介護	平成十六年十月十一日
御坂町訪問介護事業所「あおぞら」	東八代郡御坂町栗合八七番地	一九七〇五〇〇 二九二	訪問介護	平成十六年十月十一日
八代町指定訪問介護事業所	東八代郡八代町南三二六番地一	一九七〇五〇〇 三三四	訪問介護	平成十六年十月十一日
フジ河口湖クリニック	南都留郡富士河口湖町船津字桜休場六八	一九一三三〇〇 七〇三	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年十月十五日
フジ河口湖クリニック	南都留郡富士河口湖町船津字桜休場六八	一九一三三〇〇 七〇三	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十六年十月十五日

フジ河口湖クリニック	南都留郡富士河口湖町船津字桜休場六八	一九一三三〇〇 七〇三	訪問看護(みなし)	平成十六年十月十五日
須玉町指定通所介護事業所	北巨摩郡須玉町藤田七九九番地一	一九七二〇〇〇 〇四五	通所介護	平成十六年十月三十一日
高根町デイサービスセンター	北巨摩郡高根町箕輪新町五〇番地	一九七二〇〇〇 一一〇	通所介護	平成十六年十月三十一日
大泉村指定通所介護事業所	北巨摩郡大泉村谷戸一八八〇番地	一九七二〇〇〇 一九三	通所介護	平成十六年十月三十一日
白州町通所介護事業所	北巨摩郡白州町大武川三四四番地一九	一九七二〇〇〇 二〇一	通所介護	平成十六年十月三十一日
武川村社会福祉協議会	北巨摩郡武川村牧原一三二二番地	一九七二〇〇〇 二四三	通所介護	平成十六年十月三十一日
須玉町指定訪問介護事業所	北巨摩郡須玉町藤田七九九番地一	一九七二〇〇〇 〇四五	訪問入浴介護	平成十六年十月三十一日
大泉村指定訪問介護事業所	北巨摩郡大泉村谷戸一八八〇番地	一九七二〇〇〇 一九三	訪問入浴介護	平成十六年十月三十一日
須玉町指定訪問介護事業所	北巨摩郡須玉町藤田七九九番地一	一九七二〇〇〇 〇四五	訪問介護	平成十六年十月三十一日
高根町ホームヘルプサービスセンター	北巨摩郡高根町箕輪新町五〇番地	一九七二〇〇〇 一一〇	訪問介護	平成十六年十月三十一日

白州町訪問介護事業所	北巨摩郡白州町白須一三四番地	一九七二〇〇〇 一五一	訪問介護	平成十六年十月三十一日
大泉村指定訪問介護事業所	北巨摩郡大泉村谷戸一八八〇番地	一九七二〇〇〇 一九三	訪問介護	平成十六年十月三十一日
武川村訪問介護事業所	北巨摩郡武川村牧原一三二二番地	一九七二〇〇〇 二四三	訪問介護	平成十六年十月三十一日
介護老人保健施設しおかわ福寿の里	北巨摩郡須玉町藤田七七八七番地	一九五二〇八〇 〇一七	短期入所療養介護	平成十六年十月三十一日
介護老人保健施設しおかわ福寿の里	北巨摩郡須玉町藤田七七八七番地	一九五二〇八〇 〇一七	通所リハビリテーション	平成十六年十月三十一日
明野村国民健康保険辺見診療所	北巨摩郡明野村上手一番地一二	一九一〇二〇〇 〇五四	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年十月三十一日
白州町立診療所	北巨摩郡白州町白須一三四一番地	一九一〇二〇〇 〇四七	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年十月三十一日
須玉町外一ヶ村病院組合塩川病院	北巨摩郡須玉町藤田七七三番地	一九一〇二〇〇 〇二一	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年十月三十一日
須玉町外一ヶ村病院組合塩川病院	北巨摩郡須玉町藤田七七三番地	一九一〇二〇〇 〇二一	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年十月三十一日
須玉町外一ヶ村病院組合塩川病院	北巨摩郡須玉町藤田七七三番地	一九一〇二〇〇 〇二一	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十六年十月三十一日
明野村国民健康	北巨摩郡明野	一九一〇二〇〇	訪問看護(みなし)	平成十六年十月

康保険辺見診療所	村上手一番地一二	〇五四	し	三十一日
須玉町外一ヶ村病院組合塩川病院	北巨摩郡須玉町藤田七七三番地	一九一〇二〇〇 〇二一	訪問看護(みなし)	平成十六年十月三十一日
かいこま訪問看護ステーション	北巨摩郡武川村牧原一三七一番地	一九六一〇九〇 〇一四	訪問看護	平成十六年十月三十一日
八ヶ岳訪問看護ステーション	北巨摩郡長坂町大八田三九五四番地	一九六一〇九〇 〇三〇	訪問看護	平成十六年十月三十一日
須玉町外一ヶ村病院組合訪問看護ステーションつくしんぼ	北巨摩郡須玉町藤田七七三番地	一九六一〇九〇 〇二一	訪問看護	平成十六年十月三十一日
あおぞら薬局宝・寿町店	甲府市宝二丁目二五番一二号	一九四〇一〇三 〇三七	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年十一月一日
青空薬局天神町店	甲府市天神町一三番地一三	一九四〇一〇二 七〇八	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年十一月一日
内藤薬局飯田店	甲府市飯田一丁目一番二二号	一九四〇一〇二 八八〇	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年十一月一日
松岡医院	甲府市宝二丁目一番四号	一九一〇二〇〇 八〇七	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年十一月二日
松岡医院	甲府市宝二丁目一番四号	一九一〇二〇〇 八〇七	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十六年十一月二日
松岡医院	甲府市宝二丁目一番四号	一九一〇二〇〇 八〇七	訪問看護(みなし)	平成十六年十一月二日

古屋医院	笛吹市御坂町 夏目原七五〇 番地一	一九二一八〇〇 一五七	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十六年十一 月十五日
古屋医院	笛吹市御坂町 夏目原七五〇 番地一	一九二一八〇〇 一五七	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成十六年十一 月十五日
古屋医院	笛吹市御坂町 夏目原七五〇 番地一	一九二一八〇〇 一五七	訪問看護(みな し)	平成十六年十一 月十五日
大島薬局	山梨市上神内 川九七〇番地	一九四〇二〇〇 一一四	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十六年十一 月十九日
齊木医院	北杜市武川町 牧原六六九番 地一	一九二一九〇〇 一一四	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十六年十二 月一日
野村メディカ ルケア	富士吉田市下 吉田五二九六 番地	一九七二二〇〇 〇五〇	訪問介護	平成十六年十二 月十三日
クリスタル介 護センター貢 川	甲府市貢川本 町八番地三八	一九七〇二〇一 六七九	訪問介護	平成十六年十二 月三十一日
調剤薬局みや び昭和店	中巨摩郡昭和 町西条一五〇 四番地三	一九四〇八一 一六七	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十六年十二 月三十一日
田辺歯科医院	富士吉田市下 吉田一〇五五 番地	一九三二二〇〇 二四八	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十六年十二 月三十一日
日原歯科医院	甲府市武田二 丁目一二番一 四号	一九三〇二〇一 八一九	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十六年十二 月三十一日
水上内科小児 科整形外科医 院	甲府市中央五 丁目二番三二 号	一九一〇二〇一 六二三	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十七年一月 二十八日

医療法人社団 浩央会野村眼 科・内科医院	都留市四日市 場八番地六	一九二二二〇〇 四五八	訪問看護(みな し)	平成十七年一月 三十一日
医療法人社団 浩央会野村眼 科・内科医院	都留市四日市 場八番地六	一九二二二〇〇 四五八	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成十七年一月 三十一日
医療法人社団 浩央会野村眼 科・内科医院	都留市四日市 場八番地六	一九二二二〇〇 四五八	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十七年一月 三十一日
身延町国民健 康保険大須成 診療所	南巨摩郡身延 町大塩一四八 九番地	一九一〇七二 一四〇	訪問看護(みな し)	平成十七年一月 三十一日
身延町国民健 康保険大須成 診療所	南巨摩郡身延 町大塩一四八 九番地	一九一〇七二 一四〇	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成十七年一月 三十一日
身延町国民健 康保険大須成 診療所	南巨摩郡身延 町大塩一四八 九番地	一九一〇七二 一四〇	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十七年一月 三十一日
秋山村老人福 祉センター	南都留郡秋山 村五七五六番 地	一九七二二〇〇 一四八	通所介護	平成十七年二月 十二日
秋山村老人福 祉センター	南都留郡秋山 村五七五六番 地	一九七二二〇〇 一四八	訪問介護	平成十七年二月 十二日
秋山村老人福 祉センター	南都留郡秋山 村五七五六番 地	一九七二二〇〇 一四八	訪問入浴介護	平成十七年二月 十二日
秋山村国民健 康保険直営診 療所	南都留郡秋山 村七一二番	一九一三三〇 三九七	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十七年二月 十二日
上野原町ホー ル	北都留郡上野	一九七二五〇〇	訪問介護	平成十七年二月

日原歯科医院	日原歯科医院	日原歯科医院	上野原町立病院 院附属西原診療所	上野原町立病院 院附属西原診療所	上野原町立病院 院附属西原診療所	上野原町立病院	上野原町立病院	上野原町立病院	上野原町立病院	上野原町訪問入浴介護事業所	ムヘルパー訪問介護事業所
甲府市北口三丁目四番二〇号	甲府市北口三丁目四番二〇号	甲府市北口三丁目四番二〇号	北都留郡上野原町西原二四七番地	北都留郡上野原町西原三四七番地	北都留郡上野原町西原三四七番地	北都留郡上野原町上野原三一九五番地	北都留郡上野原町上野原三一九五番地	北都留郡上野原町上野原三一九五番地	北都留郡上野原町上野原三一九五番地	北都留郡上野原町上野原三一九四番地二	原町上野原三一九四番地二
一九三〇二〇三 一五三	一九三〇二〇三 一五三	一九三〇二〇三 一五三	一九一五二〇 五一七	一九一五二〇 五一七	一九一五二〇 五一七	一九一五二〇 三九二	一九一五二〇 三九二	一九一五二〇 三九二	一九一五二〇 三九二	一九七二五〇〇 〇五一	〇五一
居宅療養管理指導(みなし)	訪問リハビリテーション(みなし)	訪問看護(みなし)	居宅療養管理指導(みなし)	訪問リハビリテーション(みなし)	訪問看護(みなし)	居宅療養管理指導(みなし)	訪問リハビリテーション(みなし)	訪問看護(みなし)	訪問看護(みなし)	訪問入浴介護	
平成十七年二月十七日	平成十七年二月十七日	平成十七年二月十七日	平成十七年二月十二日	平成十七年二月十二日	平成十七年二月十二日	平成十七年二月十二日	平成十七年二月十二日	平成十七年二月十二日	平成十七年二月十二日	平成十七年二月十二日	十二日

山梨市デイサービスセンタ	牧丘町指定通所介護事業所	竹居医院	竹居医院	勝沼訪問看護ステーション	協和医科器械株式会社甲府支店	株式会社コムスン甲府福祉用具センター	株式会社コムスン甲府福祉用具センター	かえでケアサービス	永島内科小児科医院	永島内科小児科医院	永島内科小児科医院	永島内科小児科医院
山梨市小原西六四九番地一	東山梨郡牧丘町窪平四四七番地	甲府市美咲一丁目一番一五号	甲府市美咲一丁目一番一五号	東山梨郡勝沼町勝沼九五〇番地	甲府市国母一丁目五番一号	甲府市池田一丁目三番二三号 メゾン池田一〇三号	甲府市池田一丁目三番二三号 メゾン池田一〇三号	大月市大月二丁目八番三六号	甲府市太田町一三番地一四	甲府市太田町一三番地一四	甲府市太田町一三番地一四	甲府市太田町一三番地一四
一九七〇二〇〇 〇三四	一九七〇四〇〇 〇七一	一九一〇一〇一 二二八	一九一〇一〇一 二二八	一九七〇四〇〇 〇三〇	一九七〇一〇〇 五一五	一九七〇一〇一 八二八	一九七〇一〇一 八二八	一九七二四〇〇 二六〇	一九一〇一〇〇 〇一三	一九一〇一〇〇 〇一三	一九一〇一〇〇 〇一三	一九一〇一〇〇 〇一三
通所介護	通所介護	居宅療養管理指導(みなし)	訪問看護(みなし)	訪問看護	福祉用具貸与	福祉用具貸与	福祉用具貸与	訪問介護	居宅療養管理指導(みなし)	訪問リハビリテーション(みなし)	訪問看護(みなし)	訪問看護(みなし)
平成十七年三月十九日	平成十七年三月十八日	平成十七年三月五日	平成十七年三月五日	平成十七年三月一日	平成十七年三月一日	平成十七年三月一日	平成十七年三月一日	平成十七年二月二十八日	平成十七年二月二十一日	平成十七年二月二十一日	平成十七年二月二十一日	平成十七年二月二十一日

イ	三富村デイサービスセンター 一笛吹荘	東山梨郡三富村下釜口四五番地	一九七〇四〇〇 〇五五	通所介護	平成十七年三月二十一日
	山梨市社会福祉協議会訪問介護事業所	山梨市小原西六四九番地一	一九七〇二〇〇 〇三四	訪問介護	平成十七年三月二十一日
	牧丘町指定訪問介護事業所	東山梨郡牧丘町窪平四四七番地	一九七〇四〇〇 〇七一	訪問介護	平成十七年三月二十一日
	牧丘町立牧丘病院	東山梨郡牧丘町窪平三〇二番地一	一九一〇四一〇 二五五	訪問看護(みなし)	平成十七年三月二十一日
	牧丘町立牧丘病院	東山梨郡牧丘町窪平三〇二番地二	一九一〇四一〇 二五五	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十七年三月二十一日
	牧丘町立牧丘病院	東山梨郡牧丘町窪平三〇二番地二	一九一〇四一〇 二五五	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年三月二十一日
	南西内田眼科医院	甲府市下石田二丁目一三番五号	一九一〇二〇四 五六九	訪問看護(みなし)	平成十七年三月二十五日
	南西内田眼科医院	甲府市下石田二丁目一三番五号	一九一〇二〇四 五六九	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十七年三月二十五日
	南西内田眼科医院	甲府市下石田二丁目一三番五号	一九一〇二〇四 五六九	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年三月二十五日
	グループホームわがや	甲府市若松町六番地三五	一九七〇二〇一 五〇五	認知症対応型共同生活介護	平成十七年三月三十一日
	ショートステ	甲府市若松町	一九七〇二〇一	短期入所生活介護	平成十七年三月

イわかまつ	六番地三五	四九七	護	三十一日
デイサービスセンターわかまつ	甲府市若松町六番地三五	一九七〇二〇一 三八〇	通所介護	平成十七年三月三十一日
よりあいどころわかまつ	甲府市若松町六番地三五	一九七〇二〇一 四六三	通所介護	平成十七年三月三十一日
ひかり指定訪問介護事業所	甲府市上町七五三番地一	一九一〇二二二 九三五	訪問介護	平成十七年三月三十一日
のだ内科クリニク	甲府市富士見一丁目七番三五号	一九一〇二〇四 九二四	訪問看護(みなし)	平成十七年三月三十一日
のだ内科クリニク	甲府市富士見一丁目七番三五号	一九一〇二〇四 九二四	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十七年三月三十一日
のだ内科クリニク	甲府市富士見一丁目七番三五号	一九一〇二〇四 九二四	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年三月三十一日
許山胃腸病院	甲府市中央一丁目二番六号	一九一〇二二二 〇八五	訪問看護(みなし)	平成十七年三月三十一日
許山胃腸病院	甲府市中央一丁目二番六号	一九一〇二二二 〇八五	訪問看護(みなし)	平成十七年三月三十一日
許山胃腸病院	甲府市中央一丁目二番六号	一九一〇二二二 〇八五	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年三月三十一日

● 国士調査の成果の認証  
 国士調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国士調査の成果を認証した。  
 平成十八年三月十六日

一 調査を行った者の名称  
 山梨県知事 山本 栄彦  
 牧丘町、芦川村及び身延町



二 調査を行った時期

牧丘町 平成十三年十一月六日から平成十四年三月一日まで  
芦川村 平成十六年十一月二十四日から平成十七年三月二十二日まで  
身延町 平成十二年十月一日から平成十三年三月六日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

山梨市牧丘町大字西保中の一部地区  
芦川村大字上芦川及び新井原の一部地区  
身延町大字波木井の一部地区  
認証年月日  
平成十八年三月一日

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成十八年三月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日 平成十八年三月八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 中沢工業株式会社

2 主たる営業所の所在地 甲府市幸町九番二十四号

3 代表者の氏名 中沢卓美

三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一三）第七〇九号

四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲 発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事（以下、「公共工事」という。）に係るもの又は公共工事以外の建設工事であって補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する間接補助金等及び地方公共団体の交付する交付金でこれらに類するものの交付を受けているもの

2 期間 平成十八年三月十七日から六月十四日までの九十日間

五 処分の原因となった事実 被処分者の代表取締役が刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の三第二項の規定に違反し、甲府簡易裁判所において罰金刑に処する旨の略式命令を受け、この刑が確定した。

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成十八年三月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日 平成十八年三月八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 大新工業株式会社

2 主たる営業所の所在地 甲府市太田町七番一号

3 代表者の氏名 大村克基

三 許可番号 山梨県知事許可（特 一三）第二二二四号

四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲 発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事（以下、「公共工事」という。）に係るもの又は公共工事以外の建設工事であって補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する間接補助金等及び地方公共団体の交付する交付金でこれらに類するものの交付を受けているもの  
2 期間 平成十八年三月十七日から六月十四日までの九十日間  
五 処分の原因となった事実 被処分者の代表取締役が刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の三第二項の規定に違反し、甲府簡易裁判所において罰金刑に処する旨の略式命令を受け、この刑が確定した。

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十八年三月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年三月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 株式会社三枝組
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市中小河原町三百七十五番三
- 3 代表者の氏名 穂坂礼子

- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一三)第一四一号
- 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲 発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)若しくは建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事(以下、「公共工事」という。)に係るもの又は公共工事以外の建設工事であつて補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する間接補助金等及び地方公共団体の交付する交付金でこれらに類するものの交付を受けているもの

2 期間 平成十八年三月十七日から六月十四日までの九十日間

五 処分の原因となつた事実 被処分者の元代表取締役が刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十六条の三第二項の規定に違反し、甲府簡易裁判所において罰金刑に処する旨の略式命令を受け、この刑が確定した。

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十八年三月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年三月八日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 宏和建設株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市横根町四百七十二番地一
  - 3 代表者の氏名 金井茂晴
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一三)第一四六号

- 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲 発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)若しくは建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事(以下、「公共工事」という。)に係るもの又は公共工事以外の建設工事であつて補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する間接補助金等及び地方公共団体の交付する交付金でこれらに類するものの交付を受けているもの

2 期間 平成十八年三月十七日から六月十四日までの九十日間

五 処分の原因となつた事実 被処分者の元代表取締役が刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十六条の三第二項の規定に違反し、甲府簡易裁判所において罰金刑に処する旨の略式命令を受け、この刑が確定した。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十八年三月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中央市下河東字西河原二六四九の二及び二六五〇の四の区域
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲斐市篠原二千六百三十五番地 中巨摩東部農業協同組合 代表理事 込山博

人事委員会

山梨県人事委員会規則第四十六号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月十六日

山梨県人事委員会

委員長 淺 井 和 夫

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)の

一部を次のように改正する。

別表第七中「機動隊長」を「科学捜査研究所長 機動隊長」に、「企画室長」を「企画室長」に、「生活安全対策室長」を「生活安全対策室長 地域指導室長」に、「長坂警察署」を「長坂警察署 大月警察署」に、「大月警察署」を「大月警察署 鵜沢警察署」に、「鵜沢警察署」を「鵜沢警察署 南部警察署」に、「塩山警察署」を「塩山警察署」に改める。

附則

この規則は、平成十八年三月十七日から施行する。

山梨県人事委員会規則第四十七号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月十六日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第十三警察部局の部員警本部の項中

科学捜査研究所長
五種

を削り、

「会計調査官」を「会計調査官 犯罪被害者対策室長」に改める。

附則

この規則は、平成十八年三月十七日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第六号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月十六日

山梨県公安委員会

委員長 丸茂紀彦

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の六を第十一条の七とし、第十一条の三から第十一条の五までを一条ずつ繰り下げ、第十一条の二第二項中「前条」を「第十一条」に改め、同条を第十一条の三とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（地域指導室）

第十一条の二 地域課に地域指導室を附置する。

2 地域指導室においては、地域警察運営の企画、調整及び指導に関する事務をつかさどる。

第十七条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第十七条の二第二項中「第七号」を「第六号」に改める。

第二十二條及び第二十三條の二中「生活安全捜査室」の下に、「地域指導室」を加える。

第三十七條第二項中「五三九人」を「五〇三人」に、「二〇〇人」を「一九四人」に、「七三九人」を「六九七人」に、「一、〇七六人」を「一、一一二人」に、「九七人」を「一〇三人」に、「一、一七三人」を「一、二二五人」に改める。

別表第一総務の部中

総務	総務	庶務・企画
第一	第一	第一
第二	第二	第二

に改め、同表地域の部を次のように改める。

庶務・企画
総務第一
総務第二

地域	運	用
救	助	助
	救	助
		助

航空隊	隊	通信指令室			地域指導室		
		隊長補佐	第三通信指令官	第一通信指令官	企画・指導第二	企画・指導第一	
整備班	管理飛行班	小隊	指令第三	指令第二	指令第一	企画・指導第二	企画・指導第一

別表第一少年の部中

企画・指導	庶務
-------	----

に改め、同表捜査第二の部知能犯の項中「選挙」を「広域知能犯

企画・指導	庶務
-------	----

捜査」に改め、同部中

告訴・告発	告訴・告発
-------	-------

を

告訴・告発	物理第一
-------	------

に改め、同表科学捜査研究所の部中

選挙	告訴・告発
----	-------

物理第二	物理第一
文書	物理

第一	第二	心理
----	----	----

を

物理第一	物理第二	文書・心理
物理第一	物理第二	文書

に改め、同表交通企画の部中

に改め、同表交通指導の部中

調査・安全	調査・統計
交通安全教育	交通安全教育

を

調査・統計	調査・統計
交通安全教育	交通安全教育

所長補佐

交通反則通告	所長
--------	----

に改める。

補佐	交通反則通告
放置駐車対策	

別表第二甲府の部地域の項中

指導・庶務
-------

を

地域捜査指導	庶務
--------	----

に改

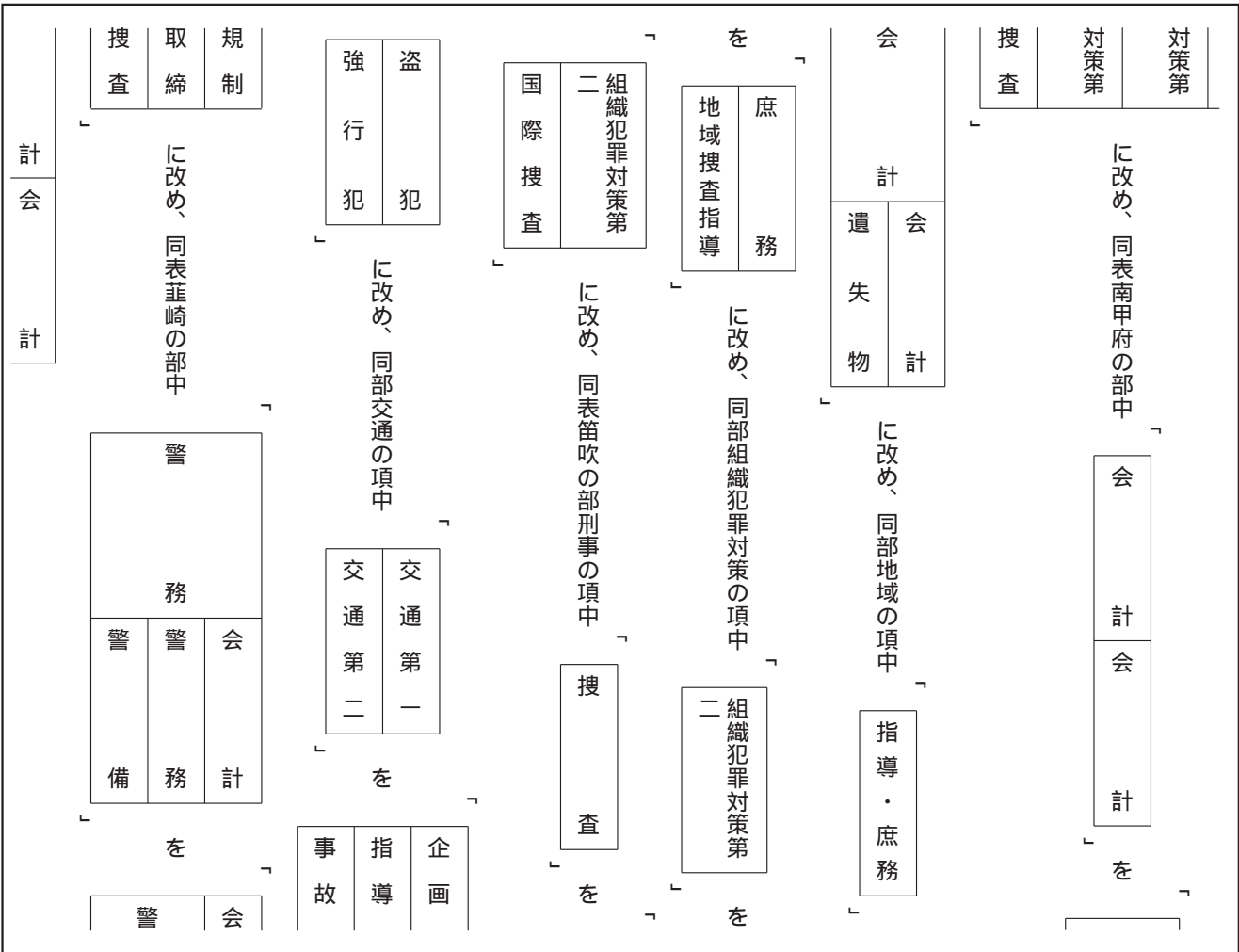
め、同部中

刑事第二	知能犯
組織犯罪対策	

を

刑事第二	知能
組織犯罪対策	組織犯罪
国際	組織犯罪

犯



警務	
留置管理	警務
警備	備

に改め、同部に次のように加える。

別表第三鯉沢警察署の部青柳交番の項中「青柳交番」を「青柳警察官駐在所」に改める。

**附則**

この規則は、平成十八年三月十七日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番